「あいぱーく今立」カフェに関する出店募集要領

１　目的

「あいぱーく今立」は、平成３０年９月の開館以来、市民の方々の憩いの場として利用されるなど、地域の交流を促進する施設として、多くの方に親しまれています。

越前市商工会では、会員事業者の方を対象に、カフェの出店者を募集いたします。

カフェの募集にあたっては、「あいぱーく今立」、「いまだて芸術館」、「今立図書館」を訪れる方へ憩いの場を提供することにより、地域内の交流を促進し、地域の活性化につなげるとともに、出店される事業者の経営の発展を目的としております。

２　カフェの概要について

（１）施設概要

①施設名　あいぱーく今立

②所在地　越前市粟田部町第９号１番地９

③構造　　鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　平屋建て

（２）カフェ部の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| カフェ部 | 用途 | 面積 | 備考 |
| カフェ | 調理場 | 8.927㎡ | ・業務用冷蔵庫１台  ・製氷機１台  ・冷蔵ディスプレイケース１台  ・ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙＩＨｸｯｷﾝｸﾞﾋｰﾀ１台  ・ＬＰガス栓あり |
| カフェ準備室 | 身支度場 | 1.980㎡ |  |
| 面積合計 |  | 10.907㎡ |  |

※面積は10㎡（少数点以下切捨て）となります。設置されている備品類以外に設置を計画する場合は越前市商工会及び越前市と協議が必要になります。

（３）飲食場所

市民利用共用部のコミュニティホールが利用できます。

（４）営業品目等

①品目は特に限定しませんが、子供から高齢者まで喜んでもらえるようなメニュー

　の提供に努めてください。

②地産地消を意識し、越前市又は福井県産の食材を使用したメニューの提供に努め

　てください。

③アルコール飲料の提供も可能です。

④食品以外の商品を販売することも可能です。

⑤カフェ以外の利用に影響を与えるような、調理時や料理そのものの匂いが強いメ

　ニューについては、提供を不可とする場合があります。

⑥利用者のニーズに合ったメニュー内容とし、かつ利用しやすい価格設定を行って

　ください。

（５）営業日・営業時間

①営業日

週５日以上は営業を行ってください。また、施設内多目的ホールや、いまだて

芸術館でのイベントが開催される日は、原則、営業してください。

「あいぱーく今立」は、１２月２９日から翌年１月３日までが閉館日となります。

②営業時間

　「あいぱーく今立」の開館時間が、午前９時から午後１０時までであることを参考

に、営業時間を設定してください。

（６）運営期間

運営期間は、令和３年６月１日以降の営業開始日から２年間程度です。ただし、運営期間満了日以降も引き続き営業の継続を希望する場合は、越前市商工会が、カフェの利用状況や経営状況等を総合的に評価した上で、その延長の可否を決定します。

なお、その場合においては、出店者は、カフェの運営期間満了日の３ヶ月前までに、越前市商工会に対し、書面にて運営期間の延長を希望する旨を通知して下さい。

（７）営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等 については、全て出店者の責任と負担において行ってください。

（８）改装・備品等

厨房設備等の改装は、原則、不可とします。あいぱーく今立に設置されている備品類以外に設置を計画する場合は、事前に越前市商工会及び越前市と協議を行うこととします。

（９）施設の利用

①出店者及び従業員は、越前市の定める条例等を順守すること。

②出店者は、カフェの営業以外の目的に使用できない。

③出店者は、「あいぱーく今立」において事業運営する権利を第三者に担保又は貸

付、若しくは譲渡できない。

④出店者の責任に帰すべき事由により、「あいぱーく今立」やその設備等を損傷し

た場合は賠償の責任を負わなくてはならない。第三者への被害を与えた場合も同

様とする。

⑤建物内は禁煙としているため順守すること。また、屋外についても指定された場

　所以外は禁煙となっているため順守すること。

⑥カフェ施設内の日常清掃は出店者が行い、営業に伴い発生したゴミは、出店者が

　責任を持って管理し、処分すること。また、コミュニティホールについても、出

店者が簡易な清掃を行い、施設内の環境美化に協力すること。

３　経費等の負担

（１）利用料金

月額：１７，０００円（税込）

（２）その他経費

その他経費として、実費または定額で、下記の費用を徴収します。

①電気料金（実費）

②ＬＰガス使用料（実費）

③上下水道料金（実費）

④自店用駐車場料１区画（月額2,000円）

４　応募資格

　次の要件を全て満たす者に限り応募できることとします。

（１）越前市内に住民票を有する個人、又は市内に事務所（本店又は本社、支社、営

　　　業所等）を有する法人であること。

（２）越前市商工会会員であること。又は出店までに会員となること。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２

　　条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（４）国税・都道府県民税・市区町村税の滞納がないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。

（７）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。

（８）直近過去３年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない事業者であること。

５　応募方法

（１）提出書類

　応募にかかる提出書類は、次の①から④に記載する全ての書類が必要となります。

①出店申込書兼誓約書（様式１）

②事業概要及び実績書（様式２）

③企画提案書（様式３）

④添付書類（公的機関発行の書類は、申込日から３ヶ月以内に交付されたもの）

（ア）個人の場合は、住民票。法人の場合は、登記事項証明書（商業・法人登

記簿謄本）

（イ）責任者となる者又は代表者個人の各種本人確認書類（運転免許証(写)、個人

　　　番号カード(顔写真付き・写)、各種健康保険証(写) 等のいずれか）。

（２）申込期間

令和３年３月１５日（月）から令和３年４月３０日（金）

平日　午前８時３０分から午後５時

（３）申込書類の提出場所

「あいぱーく今立」内　越前市商工会本所（越前市粟田部町９－１－９）

（４）提出方法

上記、提出場所に直接持参してください。

（５）留意事項

①申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

②提出された応募書類等は、審査結果に関わらず一切返却しません。

③申請内容に虚偽があった場合は、失格とします。また、選定された場合において

も、虚偽が発覚した場合には選定を取消します。

６　選考方法

（１）提出された企画提案書等に基づき、書類審査によって選考します。

（２）選考は「越前市商工会」において実施します。

７　利用条件

（１）契約

出店候補者として選定された者は、当該決定の日から速やかに越前市商工会と協議を行い、協議事項が確定次第、契約を締結します。

（２）法令等の順守

越前市商工会の運営方針、越前市の定める条例等及び関係法令を順守することとし

　ます。本要領の条件を順守できない場合、又はカフェ利用料金の滞納があった場合は

無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。

（３）定期報告

①クレームや事故が発生した場合は、出店者が対応した上で、速やかに越前市商工

　会に報告してください。

②上記事項のほか、越前市商工会や越前市から報告を求められた場合は、その求め

　に応じてください。

（４）原状回復

①契約を解除したとき、又は利用期間が満了したときは、出店者の負担で、越前市

　商工会が指定する期日までに店舗内を原状に回復した上で、越前市商工会に返還

するものとします。ただし、越前市商工会が特に承認した場合はこの限りではあ

りません。

②出店者が、前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、越前市商工会

　が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することがで

きるものとします。この場合において、出店者は、何ら異議を申し立てることは

できません。

（５）損害賠償

①出店者は、その責に帰すべき理由により、施設の全部又は一部を滅失又は毀損し

　たときは、当該滅失又は毀損による施設の損害額に相当する金額を損害賠償とし

て支払わなければなりません。ただし、出店者が自己の負担により施設を原状に

回復した場合は、この限りではありません。

②出店者は、施設の使用に当たり、第三者に損害を与えたときは、全て出店者の責

　任において、その損害を賠償しなければなりません。

８　お問合せ・申込先

「あいぱーく今立」内　越前市商工会本所

〒９１５－０２４２　越前市粟田部町９－１－９

ＴＥＬ　０７７８－４３－０８７７

ＦＡＸ　０７７８－４３－７００５